

金文通解

哀成叔鼎

キーワード 戦國金文 「器主曰」形式

青銅器銘文 下土

器名 哀成叔鼎、嘉鼎

時代 春秋晚期、戦國前期

(前三七五年をやや降る)

出土 一九六六年、河南省洛陽市西工區洛北郷

五女塚村 玻璃廠三四九號墓より出土。

「哀成弔之盨(登)」 「哀成弔之鉶」が同出

収蔵 洛陽博物館

尺寸 通高三四cm、寛さ三四cm、口径二八・五cm



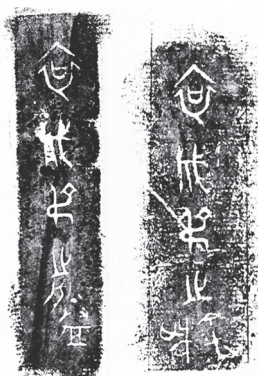
銘文 器内壁

銘文總字數五七(重文三)

(洛陽博物館「洛陽哀成叔墓清理簡報」『文物』一九八一年七期に依る)

笠川直樹





哀成叔之鼎

哀成叔之歷 (登)

正月庚午、嘉曰余曠(鄭)邦之產、少去母父、乍(作)鑄飢器黃鑊、君既安夷(惠)、亦弗其逖獲(獲)。嘉是佳哀成弔、哀成弔(叔)之鼎、永用蘇(禮)祀、死于下土、台(以)事康公、勿或能訶(忘)。

著錄

【集成】二七二八、【銘文選】七七八、【銘圖】二四三五、【文物】一九八一年七期頁六六圖四、【青全】七·一三〇

○著錄略稱

集成·中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成(修訂增補本)』

中華書局、二〇〇七年

銘文選·上海博物館商周青銅器銘文選編組·《商周青銅器銘文選》、文物出版社、一九八六年

銘圖·吳鎮烽編著『商周青銅器銘文暨圖像集成』上海古籍出版社、二〇一二年

青全·中國青銅器編輯委員會編『中國青銅器全集』文物出版社、一九九六年

參考文獻

銘文解釋のあるもの

- ① 洛陽博物館「洛陽哀成叔墓清理簡報」『文物』一九八一年七期
- ② 張政糧「哀成叔鼎釋文」『古文字研究』第五輯北京中華書局(一九八一年)後收『甲骨金文與商周史研究』北京、中華書局(二〇一二年・頁二六一～二六八)
- ③ 張振華「哀成叔鼎的銘文與年代」『文物』一九八一年第七期・頁六八～六九
- ④ 彭裕商「嘉鼎銘文考釋」『考古與文物叢刊』第二號(古文字論集)一九八三年

「再論嘉鼎的年代」『紀念徐中舒先生誕辰百十周年國際學術研討會論文集』巴蜀書社(二〇一〇年)

⑤ 蔡運章「哀成叔鼎銘考釋」『中原文物』一九八五年第四期・頁五六～六二

⑥ 李學勤「考古發現與東周王都」『新出青銅器研究』北京、文物出版社(一九九〇年・頁二三四～二四五)

⑦ 鄭憲仁「哀成叔諸器研究」『東方人文雜誌』第一卷第一期(二〇〇二年頁三五～五四)

⑧ 李義海「哀成叔鼎銘文續考」『漳州師範學院學報』(哲學社會科學版)第四期(二〇〇三年)

⑨ 李學勤「鄭人金文兩種對讀」『中華國學研究』創刊號(二〇〇八年)後收『通向文明之路』北京商務印書館(二〇一〇年)、後收『青銅器

入門』北京商務印書館（二〇一八年）

⑩黃庭頤「哀成叔鼎銘文新考」『中國文學研究』第四十一期二〇一六年二月 頁四一

⑪何敏「試釋哀成叔鼎銘文」『長江叢刊』二〇一八年五月

⑫張亮「哀成叔鼎銘文補釋」『文物』二〇一八年一期

釋讀の参考としたもの

⑬陳英傑「兩周金文『器主曰』開篇銘辭研究」『西周金文作器用途銘辭研究』線裝書局、二〇〇九年頁八一三。

⑭李建西、李延祥「銅料名稱「鑄鉛」考」『江漢考古』二〇一〇年二期 頁一二七。

⑮趙誠「金文的君」『探索集』中華書局 二〇一一年二月

⑯陳英傑「金文中君字之意義及其相關問題探析」『中國文字』新三三期、藝文印書館二〇〇七年一二月

⑰趙平安「哀成叔鼎蓋解」『中山大學報（社會科學報）』一九九二年第三期

⑱何樹環「金文『夷』字別解」『青銅器與西周史論集』（臺北文津出版社二〇一六年）

鄭人に関連する銘文についての論考

⑲黃錫全、李祖才「鄭臧公之孫鼎銘文考釋」『考古』一九九一年第九期、頁八五五～八五八

後收『古文字論叢』台北：藝文印書館（一九九九年頁一九三～二〇二）

⑳鄔可晶「談鄭臧公之孫鼎銘中的虞」復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站、二〇一〇年四月二十九日 <http://www.gwz.fudan.edu.cn/>

SrcShow.asp?Src_ID=1136

㉑黃錦前「鄭人金文兩種讀釋」復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站、二〇一六年一月

http://www.gwz.fudan.edu.cn/SrcShow.asp?Src_ID=2725

㉒馮峰「鄭莊公之孫器新析—兼談襄陽團山M1的墓主」『江漢考古』二〇一四年第三期頁七二。

㉓謝雨田「封子楚簠小考」復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站、二〇一六年一月

http://www.gwz.fudan.edu.cn/SrcShow.asp?Src_ID=2724

㉔張崇禮「封子楚簠銘文補釋」復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站、二〇一六年一月

その他
http://www.gwz.fudan.edu.cn/SrcShow.asp?Src_ID=2728

㉕湖北省博物館編『曾侯乙墓』「付録釋文及考釋」（文物出版社一九八九年）

㉖張光裕等編『曾侯乙墓竹簡文字編』「摹本及釋文」（藝文印書館 中華民國八十六年）

㉗石黒ひさ子「曾侯乙墓出土竹簡についての一考察」『駿台史學』卷九五、一九九五年

㉘湖南省博物館編『長沙馬王堆一号漢墓』「彩繪帛畫」四〇頁（文物出版社 一九七三年）

㉙黃德寬「釋新出戰國楚簡中的湛字」中山大學學報・社會科學版二〇一八年第一期

釋文

正月庚午、嘉曰。

銘文中に二度あらわれる、嘉字の解釋については、意見は二つに分かれてゐる。

張政烺②は「嘉」字を美稱の語の「よきひと」とし、人名ではないとする。李義海⑧は「美稱を賛揚する」と解釋するものの、人名ではないとする点ではこれに従う。

李學勤⑨は「嘉」を人名、すなわち器主名とし、「鼎銘開首の『嘉曰』について、『嘉』は即ち器主名であり、類する文例は西周時に常見する。大克鼎の『克曰』、井仁佞鐘の『井仁佞曰』、秦公墓の『秦公曰』、陳盠簋の『昉曰』等があげられる」という。解釋は異なるにせよ、この説に従う者は多い。

筆者もこれに従う。

哀成叔鼎とはぼ同時期のもので、記時、器主曰、余、形式のものとしては以下がある。

晉姜鼎（集成〇二八二六）

佳れ王の九月乙亥、晉姜は曰う「余は佳れ朕が先姑を司（嗣）ぎ晉邦の君となる、余は段て妄（荒）寧せず、明德を丕（經）離（雍）し、我が猷を宣べ如（媿）し、用て辭が辟を盟（召）匹し。每（敏）しみて卒（厥）の光刺（烈）に揚（扞）えん、虔（敬）しむるを京（師）を魯（單）し、我が萬民を辭（父）めん、我に嘉遣して、鹵責（積）千兩を易（賜）

う、文侯の親令を濃（廢）つること勿く、貫匭（通）せ卑しめ、餼（繁）湯（陽）を征す。卒（厥）の吉金を取り、用て寶隣（尊）鼎を乍（作）る、用て遠規（邇）の君子を康頤（柔）妥（綏）裏（懷）す。晉姜用て費（眉）壽（綽）縮（綽）縮することを旗（旗）り、乍（作）寔（寔）と爲らん、萬年無疆、用て享し用て徳し、峻く其孫子を保ち、三壽を是れ奪む。

（佳王九月乙亥、晉姜曰余佳司（嗣）朕先姑君晉邦、余不段妄（荒）寧、丕（經）離（雍）明德、宣如我猷、用盟（召）匹辭（台）辟。每揚卒（厥）光刺（烈）、虔不彖（弛）、魯單京（師）、辭（父）我萬民、嘉遣我、易（賜）鹵責（積）千兩、勿濃（廢）文侯親令、卑（俾）貫匭（通）一、征餼（繁）湯（陽）、取卒（厥）吉金、用乍（作）寶（尊）鼎、用康頤（柔）妥（綏）裏（懷）遠規（邇）君子。晉姜用旃（祈）綽（綽）縮（綽）縮費（眉）壽、乍（作）寔爲亟、萬年無疆（疆）、用（享）用徳、（峻）保其孫子、三壽是奪（）

邵鸞鐘（集成 225）

佳れ王の正月初吉丁亥、邵鸞は曰う「余は畢公の孫、邵白（伯）の子、余は頡剛して君に事へ、余は孔が武を畧くして、余が鐘を乍爲す、玄鏐鑄鋁、大鐘八聿（肆）、其の竈四堵、喬喬たる其の龍、既に鬯虘を壽る、大鐘既に縣（懸）り、玉鏐鼂鼓あり」

（佳王正月初吉丁亥、邵鸞曰。余畢公之孫、邵白之子、余頡剛事君、余畧孔武、乍爲余鐘、玄鏐鑄鋁、大鐘八聿、其竈四堵、喬喬其龍、既壽鬯虘、大鐘既縣懸、玉鏐鼂鼓（）

蔡侯鬬鐘（集成 00210）

佳正月初吉孟庚、蔡侯驪は曰う「余、唯れ末少子なるも、余敢て
盜（寧）忘（荒）せず、虔しみて易（惕）らず、楚王を韙（佐）右
（佑）し、霍霍として政を豫し、天命是れ逕（將）に定り庶に均し
くす」

〔佳正月初吉孟庚、蔡侯驪曰。余、唯末少子、余非敢盜忘、有
虔不易、韙右楚王、霍霍豫政、天命是逕定均庶〕

配兒鉤鑼（集成 00427）

□□初吉庚午、吳王□□□□子配兒は曰う「余、孰れ戎攻（功）
に戕くし、馭（且）つ武、余邲（畢）驍威（畏）嬰（忌）、余敢て
諱れず、余卒（厥）れ吉金、鉉（玄）鏐鏐鋁なるを驛（擇）び、自
ら鉤鑼を乍（作）す、台（以）て賓客に宴し、台（以）て我者（諸）
父を樂しません、子孫之を用い、先人はれ誣しむ。

〔□□初吉庚午、吳王□□□□子配兒曰。余、孰戕于戎攻馭

武、余邲驍威嬰、余不敢諱、余驛卒吉金、鉉鏐鏐鋁、自乍鉤鑼、
台宴賓客、台樂我者父、子孫用之、先人是誣〕

三兒簋（集成 4215）

佳王四月初吉丁巳、曾孫三兒曰う「余は、呂□之孫、股□啟子。

□又之□、厥の吉金を擇び、用□寶毀」

陳助簋蓋（集成 4190）

佳王五月元日丁亥、助は曰う「余は墜中の裔孫、釐弔（叔）の和子、
槐（鬼）神を驍盥（寅）し、畢驍恨忌す」

余韙（鄭）邦之產

余については、張政烺②は哀成弔（叔）、李學勤⑨は嘉であるとする。
韙は鄭の字。

蔡運章⑤は「韙」の左辺の「韙」を「塘」と解して、「城の垣を作る」
意味とし、旁の「邑を作る意味」と同様とする。

趙振華③は、産字の用例として、『史記』李斯列傳の「昔繆公士を
求む、西は由余を戎より取り、東は百里奚を宛より得、蹇叔を宋より
迎へ、來丕豹、公孫支を晉よりす。此の五子は、秦に産せず、而れど
も繆公之れを用う」をあげ、「不産於秦」の用法が一致すると言ひ、
出生と釋している。

少去母父

母父は父母。韻を合わせるために転倒させている。

趙振華③は「午、父は魚部。鑊、夔は鐸部。魚部、鐸部は通韻する」
という。父母のもとを去り、鄭邦から離れたとするのが通説となつて
いる。

李義海⑧は、「去」を失去とし、（贊揚される）哀成叔の養育の背景
として、「少くして父母がこの世を去った」としている。

乍鑄飢器黃鑊

考えるに、鑊（鑊）は鑄字。兩形の下に、鑄型から銅塊が出る象
形を加え、それに両手を添える。後に皿を加えて形声字の鑊（鑊）

となった。

「飢」は飼の異体字。飢器は人を飼養するための器。食器である。以下のような用例がある

丁兒鼎（新収一七一〇）「應侯之孫丁兒，畀其吉金，玄鏐鑄鋁，自乍飢」
 封子楚簠（近出一八〇九）「唯正月初吉丁亥，封子楚，鄭武公之孫，楚王之士，擇其吉金，自作飢簠，用會嘉賓」
 鄧公乘鼎（集成〇二五七三）「鄧公乘自乍飢鼎繁（合文），其眉壽無期，兼（永）保用之」

「黃鑊」の鑊について、

趙振華③は、『儀禮』士冠禮の鄭玄注「煮于鑊曰亨」並びに士虞禮「亨于爨用鑊」を擧げて、炊具の鼎とする。

張政烺②は、『說文解字』金部「鑊、鑄也。从金、萇聲」。『周禮』亨人「鼎鑊を共するを掌る」の注「煮肉及び魚腊をつくる所以の器、既に孰せば乃ち鼎に胥す」、並びに『漢書』刑法志の「有鑿顛、抽脅、鑊亨の刑」の注「鼎の大にして無足なるを鑊と曰う」をあげ、「鑊を肉類の烹煮に供するので飢器と云う」とする。諸家は皆これに従っている。

李建西、李延祥①には、作鑄銘文中の銅材の種類及び「輝く色合い」の用例が示されている。

伯公父簠（集成四六二八）「鞞之金、佳鑄佳盧、其金孔吉、亦玄亦黃、用成（盛）糝廡需（糝）梁」
 弭仲簠（集成四六二七）「畀之金、鉶（礦）鈇鑊鑊、其辰、其玄、其黃、用成（盛）秬廡（稻）糝泐（梁）、用鄉大正」

「鉶（礦）鈇鑊鑊は銅料、其辰（京煤・黒褐色）、其玄、其黃は色合い」という。

曾伯栻簠（集成四六三二）「余畀其吉金黃鑊（鉛）、余用自乍遜臣」
 仲滋鼎（新収〇六三二）「中滋正（征）術（道）、畀良鈇黃。盛旨羞」
 邵鸞鐘（集成二二五）「乍爲余鐘、玄鏐鑄鋁、大鐘八肆（肆）」
 邾公輕鐘（集成二〇六）「鼈（邾）公輕畀其吉金、玄鏐膚呂、自乍（作）鈇鐘」

「膚、鈇、鑄は鑄の異体字で銅掟を指す。赤鑊は紅銅。鏐は美の形容」という。

邾公華鐘（集成二四五）「鼈（邾）公華畀其吉金、玄鏐赤鑊（紅銅）、用鑄其鈇鐘」
 邾大宰鐘（集成八六）「鼈（邾）大宰饋子啟、自乍（作）其□鐘、□□吉金鑄呂、敦用」
 僕兒鐘（集成一八三）「余購逖兒得吉金鈇鋁、台鑄誅（鈇）鐘」
 童鹿公餗鼓（集成四二九）「余受□此于之玄孫童鹿公餗、擇其吉金、玄鏐鈍呂、自乍隼（晉）鼓。」

李建西、李延祥①によれば、「金文中に描述する銅料の性状は往往にして黄色あるいは赤の形容を用いる」といい、『周易』第二十一卦噬嗑九二「田獲三狐、得黃矢、貞吉」の「黃矢」、『逸周書』世俘解の「籥人造王秉黃鉞」と同様に「黃鑊」を擧げている。

考えるに、「乍鑄」者については、前後の文辞との繋がりをめぐり、「乍鑄」の理由もあわせて、先行する諸家の意見が分かれている。

銘文中に見える人物表記として挙げられるのは、嘉、余、君、哀成
弔、康公の五者である。嘉と余を同一の人物表記とすることについては、
諸家の意見は分かれてはいない。また後述するように、康公が祭
祀対象者であることについても同様である。人間関係が不明瞭であるの
は、君、再出する嘉、哀成弔の三者の人物表記である。

君既安衷、亦弗其溢獲

考えるに、この一文は、君、安衷、溢獲の語の解釋について諸家の
意見が分かれ、それに伴いこの一文の解釋もまた異なっている。

「君」については、康公とする説が多いが、李義海⑧、黃庭頤⑩は
哀成叔とする。

趙誠⑤、陳英傑⑥には、君の用字例が示され、後者には時期区分が
ほどこされており、この銘文を考えるうえで参考になる。主だったも
のを挙げるると以下のようである。

(1) 天子。

召圜器「佳れ十又二月初吉丁卯、召肇めて進事、旋走して皇辟君
に事え、王の穀^ま自ら畢、土方五十里を賞使^まらるを休とす」

(集成一〇三六〇)

(「佳れ十又二月初吉丁卯、召啟進事、旋走事皇辟君、休。王自穀事

(使) 賞畢土方五十里」)

(2) 諸侯、國君の稱。

豆閉簋「王は曰う。閉よ、汝に鼓衣、^〇市、鑾旂を賜う、用て乃
の且(祖)考の事を継ぎ、宓俞の邦君の司馬弓矢を誦め

よ」(集成四二七六)

(「王曰。閉、易(賜)女(汝)鼓衣、^〇市、鑾(鑾)旂、用併(繼)
乃且(祖)考事、嗣宓俞邦君、嗣(司)馬弓矢」)

(3) 宗家嫡系の長。

六年珣生簋「珣生朕が宗君の其の休に對揚し、用て朕が刺祖召
公の嘗簋を作る」(集成四二九三)

(「珣生對揚朕宗君其休、用乍(作)朕烈且(祖)召公嘗設(簋)」)

(4) 天子、諸侯之妻の稱。

作冊鬯尊「卣に在って、君余作冊鬯をして夷伯を安ぜしむ、夷
伯寶るに貝、布を用う」(集成五九八九)

(「在)卣、君(王姜)令余乍(作)冊鬯安戶白(夷伯)、戶白(夷

伯)寶用貝、布」)

(5) 一家之主

叔單鼎「唯れ黃の孫子侯君叔單自ら鼎を作る。其れ萬年無疆、
子孫孫永寶とし用て享せ」(集成二六五七)

(「唯黃孫子侯君弔(叔)單自乍(作)貞(鼎)。其萬年無疆(疆)、

子孫孫永寶用高(享)」)

(6) 夫君の稱。

縣改簋「縣改每しむ伯犀父の休に揚えて曰う。伯の^{こと}益を^{さか}哭んにし、
縣伯の室を^{あわれ}卹み、君我(儀)を賜い、唯の^{こと}儔を賜うを休

とす」(集成四二六九)

(「縣改每揚白(伯)犀父休、曰休白(伯)哭益卹縣白(伯)室、
易(賜)君我、佳(唯)易(賜)壽(儔)」)

(7) 主人格の人物。

幾父壺「佳れ五月初吉庚午，同仲 西宮に寘し，幾父に示奉六、僕四家、金十鈞を賜う，幾父拜稽首し，朕が皇君の休に對揚し，用て朕烈考の樽壺を作る」(集成九七二一)

(「佳(唯) 五月初吉庚午，同中(仲) 寘(充き) 西宮，易(賜) 幾父筭(示) 奉(載) 六，僕四家，金十鈞，幾父拜頤(稽) 首，對揚朕(朕) 皇君休，用乍(作) 朕(朕) 刺(烈) 考樽壺」)

考えるに、右記の君の用字例から見て、康公を表記する同銘文上において、その臣下と推測される哀成叔を「君」と呼ぶには無理がある。「讎邦の君」の康公とするのが妥当であろう。

安夷の「夷」について、

張政烺②は、阮元の意見をうけ、「專」と釋す。さらに「搏(ひとまとめにする)」と通じて「聚」と訓む。

蔡運章⑤は、「安惠」と讀み、『說文解字』『廣韻』が「安」の訓みを「靜也」「止也」、「惠」の訓みを「仁也」とするところから、「安惠」とは「仁惠な一生を終えたこと」を指すという

趙振華③は、「安」の訓みは安息の意味とし、「夷」は語詞とする。

李學勤⑥は、「剋」と讀み、古文の「斷」字とする。古くは喪服あけを「斷」と稱し、「君既安夷」とは「嘉の父親(哀成叔)は其の君の安葬服除の後に逝世した」という。

陳英傑⑩は、「安夷」は安謹、此の詞と「弗其盜匭」は康公の道德

品質の評価とする。

亦弗其盜匭について

張政烺②は、

「盜」は皿に従い、沃聲。沃は《仲獻父盤》(三代 1110)に「沃梁來麥」(穀 穀懸料)と見え、「黍」字にあたることは確かである。(中獻父盤「中獻父作姫姬樽般沃刺媿媿用眡諶中氏盞」)

「盜匭」は熟語で、「專濩」と讀むのではないか。『史記』司馬相如傳、封禪文に「非唯雨之、又潤澤之。非唯濡之、汜專濩之」とあって、字はまた「布濩」に作る。分解と略々同じ。という。

趙平安⑩は、

「匭」は古書中の「黍靡」であって、「黍米の雜じった肉羹」とする。(李義海⑧もこの説に従う。)句讀は「君既安、夷亦弗其盜匭」とし、夷を下の句につけて、「夷れ」と讀む。「亦」を「大」と訓み、「弗」は「福」と通じて、「君既然已經安息了、(我) 唯有大大地豐富他的黍靡」とする。

李學勤⑥は、

「盞」は黍聲に従う。古音は書母魚部、從母魚部で「助」と讀む。「匭」は「護」と通じる。『廣雅』釋詁二に云う「助也」である。この一句は「嘉の父親(哀成叔)が其の君の安葬服除の後に逝世し、また再び嘉を護助することがなかった」として、「亦た其れ嘉を盞匭(護助)すること弗し」と句讀する。

銘文選(七七八)は、

「嘉」、「哀成弔」を一は名、一は字として、同一人物とする。「鄭の康公の時、政局は動揺したが、哀成弔は康公に替って鼓吹し、正に是れ社稷の維持を爲した」と言い、哀成弔諡號説をとらず、「嘉は哀成弔である」という自稱説をとる。「鼎は自鑄となる(筆者注)」。白川静もこの説に従う(『続金文集』白川静著作集別巻二〇一九年九月)。

安夷は「安民則惠」の省略であって、『尚書』皋陶謨に「安民則惠。黎民懷之」とある。「亦弗其溢蔓」は、「亦勿廢墜度法」と釋すとして、溢を改めて、溢と隸定し、得声の音を借りた墜の意味とする。意味は廢墜すること。

蔓は政事の規度を指すとして、『説文解字』の「蔓は規蔓、商ること。又の萑を持つに従う。一説に曰う、視邊の兒。一説に曰う、蔓は度。護、蔓或は尋に従う。尋はまた度也。『楚辭』離騷「勉めて陞降し以て上下し兮、矩矱の同じき所を求めん。」王逸注「矩、法也。矱、度也」を擧げる。蔓は矱すなわち尺度であると解している。

黃庭頤⑩は、恐らくこれをうけ、

「添蔓」は個人の道德品質の負面の形容詞と認めるべきで、「溢蔓」は「固獲」に通假する。黍は書母魚部。固は見母魚部で兩者の韻部は同じ、「黍」は假借して「觚」とすべきで、「觚」はまた見母魚部に屬す。「固獲」は『禮記』曲禮に見え「固く獲とすること母かれ、飯を揚げること母かれ、黍を飯するに著を以いること母かれ」とあり、注に「其の不廉を爲し、專にするを固と曰い、

爭取するを獲と曰う」と云う。「固獲」の本来の意は飲食時に「先を争って奪い取る」ことを指すが、鄭注に従えば、飲食を指すのみならず、擴大解釋して、行爲の不廉正、專權を得るための行爲を指す。銘文の「君既安夷、亦弗其溢蔓」は、「君は既に安仁和順で、また爭取專固をすることもない」と訓讀することができる。君は哀成叔であり、哀成叔の安仁和順、正直で節操のある貴族の樣貌を形容するので、続く嘉は哀成叔を賞賛する形容動詞と解する。

また、諡號ではない「哀」氏は、『春秋左氏傳』成公十四年に見える「苦成叔」があり、『春秋左氏傳』の名稱に見える「某某叔」は甚だ多く、普通には皆な諡號としているが、「苦成叔」の一名があり、使用方式は皆な「哀成叔」と相似する。

張亮⑫は、

安は安定の意。『爾雅』釋詁に云う「安は定也」。銘文中の「君既安」の意は、「君の位はすでに安定に定まる」こと。君は康公を指すのではなく、康公は已に死亡して、この句の言うところは位を継いだ君の「君位すでに安定を経て」である。康公の死後、嗣君の即位過程で争亂があり、哀成叔はこの君の君位安定の過程で大きな貢獻をしたものの、事業の成就以前に死したので、嘉は特に意を哀成叔に向け、君位が已に安定した状況を報告するのである。

考えるに、銘文選が淫を改めて、沈と隸定することに難はあるものの、舊を政事の規度を指すとするのは妥當であろう。すなわち「政事に携わる規度」と解せるのではないかと思われる。

淫字は普通による仮借字。「亦弗其淫蔓」と、否定詞があるので、貶義・マイナスの意の動詞であろう。おそらく「愁」の假借であり、「湫」字にも「うれい」の意がある。

今はこのように考え、「君既安夷、亦弗其淫蔓」を、「君は既に安息にして、規度をもって政事に携わる愁もない」と釋す。

黄徳寛「釋新出戰國楚簡中的湛字」（中山大学学报・社会科学版二〇一八年第一期）は、

安徽大學藏戰國楚簡『詩經』の、鄘風・柏舟には「泛皮白舟、才皮中河、淋皮兩駢、是佳我義」とあって、現行の「汎たる彼の柏舟彼の中河に在り 髡彼兩髦 實に維れ我が儀」の「髡彼兩髦」を「淋皮兩駢」に作り、髡（たん）と淋（淋）は通じる。『說文解字』髡字の下条に引く『詩經』は「統彼兩髡」に作り、段玉裁は「今の詩は統を髡に作る。釋文に云う。本来はまた沈に作る。統は、冕冠の耳を塞ぐもの。髡はこれに似る」という。ここから統は「湛（沈）」と釋しうる。

また、清華大學藏戰國竹簡《楚居》の「淋（淋）郢」は地名であるが、安徽大學藏戰國楚簡の「淋」と同字である。沔と淋は同字。淋と湛は会意の取り方が同じであるので通假し、髡、統もまた湛（沈）と通假すると言い、鄘風・柏舟の解釋に新しい説を提供できる。

という。

またこの論文には、戰國竹簡中の沔（沔）字の例も挙げている。清華大學藏戰國竹簡《繫年》第十六章に「楚共王立七年、令尹子重伐鄭、爲沔（沔）之師。晉景公會諸侯以救鄭」とあるが、『春秋左氏傳』成公七年では、これを「秋、楚子重伐鄭、師于汜。諸侯救鄭」と記す。「爲沔（沔）之師」を「師于汜」とし、沔が汜と通假するという。

考えるに、この通假の例を本編に當てることはできないが、解釋の定まらない字句であるので、参考として揚げておく。

嘉是佳哀成弔

張政烺②は、

前述のように「嘉」を人名ではなく美稱の「よきひと」であるとすゝ。並びに「是佳」を「是惟」とし、古書中常見するとして、『詩經』中の「實維」、「時維」、「寔爲」をあげ、「是惟」は現代の「就是」に當たるとする。哀成叔の「哀」は一個の「吉利的字眼（良い意味のことばづかい）」ではなく、また人名でもなく諡號である。「嘉（よきひと）」のために乍鑄するのは哀成叔の家族となる（筆者注）。

諡號としての哀成は、『逸周書』諡法解の「周公旦、……：將葬。乃制作諡。諡者。行之跡也。……安民立政曰成。……蚤孤短折曰哀。恭仁短折曰哀」にあたるという。

李學勤⑥は

「是惟哀成叔」の「哀成」は嘉の父親の二字諡であって、諡は死後

に得たものであることがわかる。「哀成叔之鼎」は豆、卮の銘文と同様、みな死後の哀成叔を祭る祭器であり、生前の所有物でもなければ、彼の用いたものを随葬したのではない。従って嘉は「永く祀に用う」という。

とする。

蔡運章⑤は、『詩經』魯頌・閔官の「后稷之孫、實惟大王」(※筆者補足、安徽大學藏戰國楚簡『詩經』の鄘風・柏舟は、現行本の「實維我儀」を「是佳我義」と表記する)、大雅・生民「厥民之初、時維姜原」、『國語』晋語の「是故先に公子夷吾を置く。寔れを惠公と爲す」、これらの「是惟」は現代語の「就是」と解釈することができるので、「嘉即是哀成弔」と釋することができる。ただ銘文全体から、李學勤の指摘するように、鼎銘の「嘉」は作者者名、哀成弔は墓主の諡號であると思われる、両者は一人ではない。哀成弔が墓主であることは、同出の「哀成弔之登」「哀成弔之和」からも証明できる。これを見れば、この銘文の「是惟」を「實惟」「時維」或いは「寔爲」と讀むことは難しいといえる。

また「是惟」は「是(ここ)を以て」と讀むことができる。『經傳釋詞』卷三に「惟は以と略々同じ」とあり、『詩經』魏風・葛履の「維れ是の褊(かたくな)な心、是こを以て刺を爲す」、『尚書』牧誓の「是れ信じ是れ使い、是を以て卿大夫と爲して土えしむ」と同じ。『古書虚字集釋』卷九に「是以は故と同じく、事を申べる詞である」とある。その含む字義は現代語の「所以」に相當する。この銘文の「是

惟」は「是以」と讀むのが比較的確かだといえる。

考えるに、「是佳」の文例は『子彈庫楚帛書八行文』に見え、「未有日月、四神相弋(代)、乃行以爲歲。是佳四寺(時)」とある。この文例の佳は、『玉篇』の「惟、有也、爲也、謀也、伊也。又語辭也」に照らして「是れを四時となす」と讀む。哀成弔鼎にあつては「是」は先の一文を受けるので、「佳」を『玉篇』によって、「爲す」と解せば、「嘉は是を哀成弔と爲す」となり、銘文選にいうように、「嘉は、社稷を安んじたのは哀成弔であるとする」と釋し得る。

また、諡號ではない「哀」氏は、曾侯乙墓竹簡(前四三三頃)に、同じ氏が見える。鄭憲仁⑦は、「哀」は、諡號が氏に変わったものとする。鄭の滅國(前三七五)を遡ること六〇年余り前である。「哀哀所馭左禳(施)」(二五簡)、「哀立馭左尹之階車」(三一簡)、「哀還馭命(令)尹之一輶(乘)留車」(六三簡)、「所馭鄭(鄭)尹之駉車、哀窆」(七〇簡)とある、哀氏四名は曾侯乙の葬儀に参列した(同群の)車の馭者である。車主は左尹、令尹、鄭尹の名が擧げられており、曾侯家の馭者として付き従う一族である。身分はそれほど高くはない。隨州の曾國の家臣「哀」氏と、六〇年余り後の鄭の家臣「哀」氏との関りは不明である。哀成叔或いはその一族が曾國から流入して鄭の康公に仕えたとすれば、長きにわたる鄭國の家臣とは言えまい。

哀成叔の墓葬は、清理簡報に依れば「一椁一棺」であり、『荀子』禮論「天子棺槨七重、諸侯五重、大夫三重、士再重」に照らせば、「士

再重」に合う。

哀成弔之鼎、永用彝（禮）祀

考えるに、禮祀は古代の祭天の儀禮の一種。先ず柴を燔き煙を升らせ、次いで牲體或は玉帛を柴上に加えて焚燒する。これについては、

『周禮』春官・大宗伯には「禮祀を以て昊天上帝を祀る。實柴を以て日月星辰を祀る、標燎を以て司中、司命、風師、雨師を祀る」とある。鄭玄注に「禮の言たるは煙。周人臭を尚び、煙氣の臭聞する者なり。標は積むこと。……三祀は皆な積柴し、牲體を實す焉。或は玉帛の燔燎有り、而して升煙は報陽する所以のものなり」とある。

孫詒讓の正義には「竊に意を以て之れを求むるに、禮祀は蓋し煙を升すを以て義となす、實柴は蓋し牲體を實すを以て義となす、標燎は蓋し焚燎を以て義となす。禮は各々同じからず」とある。

死于下土

考えるに、下土の語の例は、

『詩經』小雅・小明に「明明たる上天、下土を照臨す」。

『尚書』舜典に「帝 下土を釐（おさ）め、方ごとに設け方に居らしむ」。

孔傳「舜四方を理め、諸侯各々其の官を設け其の方に居らしむを言う」。

『國語』吳語に「余の心豈に憂恤を忘れんや、惟だ下土の康靖ならざるのみにあらず」。韋昭注「但だ四方を憂うのみならず、乃ち王室を憂う」。

『詩經』小雅・小旻に「旻天疾威し、下土に敷し」。

とある。

張政烺②は、下土が天下、地上をいうものであり、「哀成弔」の身分には不相応である、とする。

「哀成弔」が諡號であるところから、この下土を地下と解する。

李學勤⑥は、

「死」は「尸」字に通じ、主持（つかさどる）の意味で、金文に習見する。「下土」は團山M1器銘の「下都」と同じ、以後の話は便ち是れ冥界のことにあたる。「下都」は地下の都を謂う。これは器主の父母が逝世して居を地下に遷すことを説う。燕の下都の類の人間の都邑とは關わりが無い。

とする。

考えるに、一九八八年湖北襄樊餘崗村團山東周墓M1出土の鄭臧公之孫鼎銘文（新收一二三七）、鄭臧公之孫缶の銘文（新收一二三八、一二三九）に見える下都の語は以下のようなものである。

「佳れ正六月吉日佳己，余は奠臧公の孫，余は刺疚の子，盧翬彝を作鑄す。以て父母の爲めにす。其れ下都に徙す。曰う『烏嘯哀哉，

刺弔（叔）、刺夫人』，万世用之。（佳正六月吉日佳己，余奠臧公之

孫，余刺疚之子，盧作鑄翬彝，以爲父母，其徙于下都，曰烏嘯哀哉，

刺弔（叔）刺夫人，万世用之）（鄭臧公之孫鼎銘文（新收

一二三七）

「余は鄭臧公の孫，余は刺の子，盧翬彝を擇び鑄す。以て父母の爲めにす。其れ正十月己亥，刺の器を升す，爲之□缶，其れ下都に獻ず。曰う『烏嘯哀哉，刺……』，美□用享」。（余鄭臧公之孫，余刺

之子、虚擇鑄鬻彝，以爲父母。其正十月己亥，升刺之器，爲之□缶，其獻下都，曰「烏噉哀哉，刺……」，羨□用享」〔鄭臧公之孫缶銘文（新收一二三八、一二三九）〕

この二器を、李學勤⑥は「團山墓地簡報は已に楚墓と定めており、M1の鼎、缶の器主は、楚に仕えた鄭人である」という。

また考えるに、「長沙子弹庫戰國木椁墓」出土の「人物御龍帛畫」は墓主の「引魂昇天」を写すとされている。報告書（湖南省博物館「長沙子弹庫戰國木椁墓」『文物』1974.2.p36）によれば、棺椁は三重。椁、外棺、内棺であり、『荀子』禮論「天子棺椁七重、諸侯五重、大夫三重、士再重」に照らせば、「大夫三重」に合う。墓所出土の陶製の鼎、敦、壺の組み合わせは戰國中期に常見し、その肖像、装束から看れば、大夫級の貴族と推測されている。「引魂昇天」を写すこの帛畫をみると、墓主は龍舟に乗る。龍は黄泉の淵から出て、墓主を載せ、昇天するところがわかる。地下にあるのは黄泉の淵である。この「引魂昇天」圖の形式は、「馬王堆帛畫」にも受け継がれている。帛畫には、死者の祭祀を行う人たちと、祭祀壇に載る青銅器が見てとれる。長沙と洛陽の場所の違いはあるものの、「哀成弔之鼎、永用蠶（禮）祀」という康公に対する祭祀も、この「引魂昇天」圖に見えるものと同様のものと推測できる。地下に冥界の都はなく、下土、下都はこの祭祀壇のある（地上の）場所を指すのではないかとおもわれる。

また、尸字については、

『爾雅』釋詁に「尸は陳なり」。

『詩經』小雅「胡ぞ子を恤に轉じ、母の尸饗有らしむ」

毛傳に「尸は陳なり。食を孰するを饗と曰う」。

鄭箋に「己に軍に従い、母は父のために。飲食の具陳饌す、自ら供養するを得ざるを傷む」。

とあるところから、「（地上の）祭祀壇のある場所に陳列する」と釋するが妥當と思われる。

台（以）事康公、勿或能訖（怠）

「康公」について、

趙振華③は、

「康公は、韓に滅ぼされた鄭末代の國君康公（『史記』鄭世家）。哀成弔鼎の鑄造年代も滅國時の前三七五年を遡るものではない」とする。銘文選も同じ。

李學勤⑥は、

「康公は周の劉康公である」とする。

蔡運章⑤はこれに従い、

『春秋左氏傳』宣公十年（前五九九年）、『國語』周語、定王八年（前五九九年）の記載によれば、周の劉康公は頃王の末子、定王の兄弟で、食邑の劉は現在の洛陽市にあった。また同時代の鄭の内紛（『春秋左氏傳』宣公三年）の記載から、銘文冒頭の嘉は鄭の公子嘉であり、公子嘉は前六〇五年に周室に逃げた際に劉康公に身を寄せ、後に家臣となった。

とする。

「勿或能怠」について、

李學勤⑥は、

「能」は敢と訓む。「怠」の字は張政烺の釋に従う。ここでは嘉が、其の父親の哀成叔が在世の時そうであったように、康公の家政として仕え、懈怠することがないという。

考えるに、「君既安夷、亦弗其逖獲」の文脈から見て、趙振華③が妥当であろう。

以下、筆者は、全文の釋讀に際して、諸家の意見を勘案しつつ、次のように解して讀み進める。

- 一、嘉は作器者。哀成弔の主人格の人物。
- 二、哀成弔は、嘉から器（鼎、豆、和）を受け賜った者（生者）。韓に滅ぼされた後の鄭の混乱から、鄭君を安夷（惠）で、政事に携わる愁いもない状態にするために尽力した人物。嘉の家来格（士階級）の人物。
- 三、「嘉是佳哀成弔」の「是れ」は「君既安夷（惠）、亦弗其逖獲」を指すと考え、「嘉は、是れを哀成弔のなせるものとす」と讀む。
- 四、嘉は鼎を作器し、哀成弔に、彼らの旧主であった（韓に滅ぼされた）鄭の（末代の君主）康公に対する祭祀を命じているとする。

訓 読

正月庚午、嘉は曰う「余は頼（鄭）邦の産れ、少くして母父を去る。飢器の黄鑊なるを乍鑄す。君は既に安夷（惠）し、亦た其れ獲を逖（愁）

うこと弗からん」。嘉は是れを哀成弔（叔）と佳（爲）す。哀成弔（叔）の鼎、永く逖（禮）祀に用い、下土に死（陳）ね、台（以）て康公に事へ、或は能（敢）て怠（怠）ること勿かれ。

現代語訳、

正月庚午の日に、嘉は曰う「わたしは鄭の邦で生まれたが、若くして父母のもとを離れ去った。今わが君のお祀りをする黄味を帯びた食器の鑊を鑄造した。わが君は既に亡くなられて安息な場におられ、法度をもって政事に携わる愁いもお持ちではないだろう」。嘉は哀成弔こそ、わが君を安息の場にお連れした者とする。この哀成弔の鼎は永く禮祀に用い、地上の祭場に陳列して、怠りなく康公をお祀りしなさい。

（立命館大学白川静記念東洋文字文化研究所客員研究員）